

測定室だより

No. 15

1992年4月22日

発行 放射能汚染食品測定室 代表藤田祐幸

¥200-

事務局 横浜市港北区日吉4-1-1 慶応義塾大学物理学教室 藤田祐幸 気付

電話 045-562-2279 (FAX兼用) 振替 東京9-118321 放射能汚染食品測定室

食べものの安全を確保していくために

新たな農薬残留基準設定の問題点 (その2)

食品衛生調査会答申の特徴と問題点

井上 啓 (測定室運営委員)

91年12月9日、厚生省食品衛生調査会は諮問されていた41農薬についての「残留基準」について「答申案」を発表しました。

それによると、34種類の農薬について新たな残留基準を設定するというものです。

従来、食品衛生法に基づく農薬の残留基準は26農薬53農産物について設定されましたが、今回の答申によって残留基準は、55農薬129農産物に拡大されることになります。

厚生省はこの答申案をうけて早速「ガット通報」を行い、各国の了解が得られ次第、今年度内にも正式な基準として採用する予定にしています。あわせて厚生省は基準の設定されていない他の農薬についても基準を設定すべく、1月30日さらに20種類の農薬について食品衛生調査会に諮問を行い、今後も引き続き基準設定を拡大する予定とされています。

諮問された41農薬について厚生省は、基準値設定にあたってADI (一日許容摂取量 mg/kg体重) など資料のそろっているものと説明し、科学的に判断できるものとしていました。しかし、今回基準値が設定された34農薬について検討しますと、科学的判断とはほど遠い、政治的判断といわざるを得ない特徴を示しています。

特徴と問題点

(1) 基準値を設定しなかった7農薬を見ると、ほとんど農薬としての登録が「失効」し、またはFAO/WHOのADIが極めて小さいものですが、72年に失効しているメチルパラチオンについては、なぜかあらゆる農産物について基準が設定されています。また、ADIが0.0003と極めて毒性の高いと思われる殺虫剤フェンスルホチオン (日

本では未使用)についても全面的な基準設定が行なわれ、一方すでに日本で使用され、ADIが0・01のクロルピリホスメチルへの新たな設定ははずされました。

(2) 41農薬の内、日本で使用が認められ登録されている農薬は29農薬でした。この内、食品衛生法で残留基準が決められていたものが6農薬、環境庁で設定している「登録保留基準」が設定されていたものが25農薬、農薬登録がなされながら基準のなかったものが殺虫剤バミドチオン(ADIが0・008)1農薬でした。今回の答申案で新たに日本では使用されていない5農薬に基準が設定され、その使用が認められることになりました。

そのうち、殺虫剤のアルジカルブ(ADI、0・005)とフェンスルホチオンはともに毒性が高いものです。また、日焼け防止剤のエトキシキン、殺虫剤のデルタメトリン、メトプレンの3農薬はポストハーベスト使用農薬です。

(3) 今回の基準設定の最大の特徴は、収穫後の農産物に殺虫剤などの農薬をまぶす「ポストハーベスト」を事実上大幅に認めたことにあります。41農薬の内、10農薬は現在諸外国でポストハーベスト使用が認められている農薬で、クロルピリホスメチルをのぞく8農薬についてポストハーベストを前提とする高い残留基準が設定されています。

前述のエトキシキンはリンゴとナシのみに基準が設定されています。デルタメトリンは

全面的な基準設定となっていますが穀類の基準値が一桁高く、メトプレンについては穀類重点の設定となっています。あきらかにポストハーベスト使用を前提としたものです。

さらに、従来なんらかの基準が設定されていたクロルプロファム(除草・発芽防止剤)臭素、フェニトロチオン、ベルメトリン、マラチオン(いずれも殺虫剤)、基準はないが使用が認められているピレトリン(殺虫剤)についてすべてポストハーベストを前提とする高い残留基準が穀物やじゃがいも、果実を中心に設定されています。それは、いずれも従来の残留基準や登録保留基準をはるかに越える値となっています。

【マラチオンの例】

マラチオンは米をはじめ、豆類、野菜、果実などに広く使われている殺虫剤で、従来から残留農薬基準と登録保留基準が設定されてきました。米(玄米)への残留基準は0・1ppm、大豆、小豆、エンドウ、ソラマメには0・5、野菜や果実については品目毎に0・5または2ppm、となっており、設定されていない品目については登録保留基準が穀類、豆類、いも類、果実には0・5、野菜類には2ppm、となっていました。

ところが今回設定された基準は、従来の基準値を大幅に越えるものとなっています。小麦は8(小麦粉1・2)、その他の穀類は2ppm、となり野菜、果実についても2~8ppmと設定されています。その多くは輸入農産物で米の残留基準の80倍、登録保留基準の16倍という驚くべき値となっています。

従来からの残留基準はそのままとなっていますが、その他はすべてポストハーベストを前提とした国際基準をそのまま採用しており、ADIを基本に算出したとしているものの、日本の風土や食習慣、それぞれの摂取量など加味し、総合的な安全を考えて基準を設定する従来のやり方を大きく逸脱したものといえます。

ちなみに88年の農林省の資料によると、米の平均摂取量は253g、麦、雑穀は92gです。小麦の摂取量は米の約3分の1ですから、単純な計算をしても小麦の基準は0・3ppm、以下でなければなりません。今回の8ppmは小麦に関しては27倍のリスクを国民に強要するものといえます。

【フェニトロチオンの例】

この農薬も広く使用されている殺虫剤ですが、こめ、大豆、11種の野菜、10種の果実など25品目にそれぞれ0・2ppmの残留基準が設定されています。登録保留基準はありません。FAO/WHOのADIによると0・005mg/kgとマラチオンの4倍の毒性があるとうかがえるものです。

今回の基準では、小麦10、大麦5をはじめ穀類と柑橘類(2ppm)に10倍から50倍も緩い基準が集中的に設定されています。小麦や大麦についていえば国際基準をも越えていると考えられます。マラチオンより毒性が強いものが、なぜマラチオンの基準より大きな値になるのか根拠が不明ですが、ポストハーベスト使用を大前提とした輸出国の経済性を最優先した、政治的基準といえましょう。

【クロルプロファムの例】

日本では広く除草剤として使用されていますが、豆、いも、野菜、果実について0・05ppmの登録保留基準があるだけです。

これに対して今回ほとんどの農産物に残留基準が設定され、大豆とじゃがいもを別にして登録保留基準の値がそのまま採用されています。大豆については0・2と4倍の値になっていますが、とくに問題となるのはじゃがいもの50ppmです。

なぜ、じゃがいもだけ1000倍もの基準値が採用されているのでしょうか。

この農薬はアメリカでは、じゃがいもの発芽防止剤として収穫後大量に使用されています。そこでアメリカでは50ppm、という基準が採用されています。

現在、日本にはアメリカから冷凍ポテトとして大量にじゃがいもが輸入され、ファースト・フード店で「フライド・ポテト」として販売されています。このことから今回の異常と思われる基準設定が、アメリカからの輸入を優先させた政治的なものであることは明白です。

厚生省は「国際基準の採用」と弁明していますが、この農薬に関しては国際基準さえ設定されていないものです。クロルプロファムは発ガン性が疑われている農薬であり、データがそろっていないためにFAO/WHOさえADIをいまだに設定できないものの一つなのです。

科学的判断などなら行なわれていないことが、この事実からも明らかでしょう。

生活クラブ検査室の紹介

1992年2月

生活クラブ検査室 坂下 栄

1. はじめに

生活クラブは共同購入システムを開始して以来、20数年の歴史を持ちます。

その基本理念は、生産者との間に信頼関係を保ちつつ、消費財を確かなものにするため生産者との交流、話し合いの結果生まれた消費財を、組合員自らの自主管理を軸に、各階でチェックを行うよう心掛けてきました。

- * 組合員は受取時のチェック（外観、保管後の官能等）
 - * 事務局はセンターでの積み込み時チェック（抜き取り検査、産地よりの情報の橋渡し）
 - * 生産者は原材料、最終生産物のチェック（細菌、農薬等の自主的検査と報告）
- などがあります。

しかしさらに科学的、専門的な検査機能を持つと、生活クラブ検査室（以後「検査室」とする）構想が発案され、1989年から3年間で、「検査室」の確立に向けた初期段階として位置付けられました。このことにより生産者と組合員間の信頼関係を保つと同時に、緊張感をプラスし、より高いレベルの生産物を目指すことになったのです。

2. 「検査室」の今日までの歩み

「検査室」は生活クラブ事業連合生活共同組合連合会の一機関として位置付けられ、現在は「新生酪農株式会社」（於：千葉県）内の、分析室と併置されています。

また、分析機器、分析のためのスタッフは、前期「新生酪農」と兼用、兼務のスタイルで進められ、分析機器は、ガスクロマトグラフを始め、高速液体クロマトグラフ、原子吸光度計、ケルダール測定装置などを基本とし、周辺機器を設置しています。

現在までの分析実績は、

- 乳質にかかわる特殊な項目（蛋白、乳脂質、ビタミン等の同定、定量）、
 - 消費財では農産物の残留農薬、
 - 組合員活動の飲料水、河川水の分析、
 - 加工食品中の添加物
- などを手掛けてきております。

沿岸海産物中の有機金属、無機金属類は、現在のところ外部委託し、食品中放射能は当「放射能汚染食品測定室」へ委託しているのが現実です。

3. 「検査室」の目指すもの

—— 協同組合内検査室の理想像

何度も触れてきましたが、協同組合消費財は、組合員と生産者との話し合いの中で、希望する内容、より高度で生産可能なレベルでの一致点を求め、生産・消費されるものですから、私は消費財の分析は必要ないと考えていました。

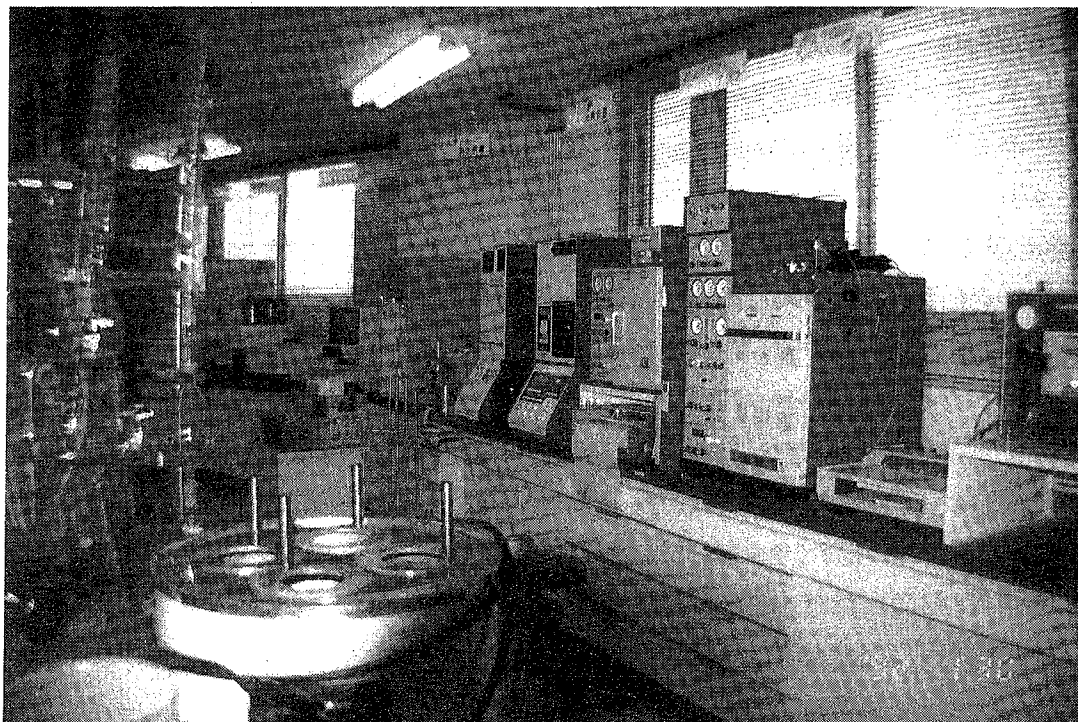
しかし最近では、より高度な品質、より充実した内容に近づけるためには、その時々の内容の事実を知ること、部分的にならざるを得ませんが、科学的手技を用いて分析することの必要性も感じ始めています。この実行に当たっては、生産者との間に不信任や偏見、対立を生むためのものではなく、内部的にはより高度な品質、内容に近づけるバネにする

べきことを忘れてはならないと考えます。

一方、一般の市販商品との比較も必要であろうと思います。このことも単に私たちの消費財が安全で、高品質であるからとの満足感に浸るためのものだけでもないでしょう。他人が使用、消費したものは、あらゆる過程を経ているんな形に姿を変えて、私たちに巡ってくるのは自明のことだからです。

そこで、その分析結果の信頼性が要求されると同時に、ひるがえって、それが社会へ向けて何らかのアピールや、警告となり得るような力をつけなければならないと考えており、その方向へ努力したいと思っております。

その他、「検査室」の任務は、組合員との協同による検査活動や、組合員への啓蒙活動などもあります。



白ロシア共和国の放射能汚染調査結果

その2 - 食品の汚染調査結果

小泉好延

1991年8月の白ロシア（ベラルーシ）共和国、ゴメリー州、チェチェルスク地区の調査で得られた結果について、前号では環境物の汚染測定結果（Ge検出器による国内で測定）と野外環境の放射線レベル測定（現地測定）について報告しました。今回はそれに続き、持ち帰った食品の測定結果を報告します。

肉類は昨年8月に持ち帰った試料です。検査による手続きが長引いたため、日本での測定が遅くなりました。8月に持ち帰った試料だけでは食品の品目数が不十分なため、[日本チェルノブイリ連帯基金]の協力を得て、1991年末に乳製品などを現地から入手しました。

分析した食品は、チェチェルスクなどこの地域で現在食べられているものです。さらに、粉ミルクを除いては、現地で生産されたものと思われます。粉ミルクは、“子供達の給食の材料”というコメントがつけられていましたが、生産地はわかりません。

測定にはGe半導体検出器を使って、十分に時間をかけることができましたので、精度の高い測定結果となっています。現地での測定結果と多少、異なる数値もありますが、条件が違うことを理解してください。

食品の汚染調査結果

(Ge半導体検出器により国内で測定)

食品 試料名	セシウム-137濃度 ベクレル(Bq)/Kg
乳製品	
牛乳1(コルホズ生産)	10.7
牛乳2(民間生産)	72.1
粉ミルク	1.3
チーズ 1	検出されず
チーズ 2(cottage)	5.8
肉	
豚肉	41.5
牛肉腸詰め	722
牛肉	33.6

(検出限界 0.2Bq)

* 測定試料の肉類は1991年8月に[チェルノブイリ・セミパラチンスクに放射能測定器をおくる会]が調査訪問した際に入手したものです。

* 乳製品の入手には[日本チェルノブイリ連帯基金]の協力を得た。

旧ソ連、核実験場の放射能汚染

カザフ共和国、セミパラチンスク

小泉好延

カザフ共和国、セミパラチンスクでは旧ソ連の核実験場として長期にわたる実験が行われてきましたが、その被害実態は全くわかりませんでした。最近の政治状況の変化によって、ようやく被害の一端が明らかにされ始めました。1950年代からの米ソ核実験競争は「冷戦」が終わったことにより、拡大競争から縮小の気配となってきました。しかし、実験のつけは旧ソ連の実験が行われたセミパラチンスクとノバヤゼムリヤ島に被害を与え続けています。

昨年の秋から3ヶ月間、セミパラチンスクの現地調査を行った市民エネルギー研究所の田窪雅文さんが貴重な資料と環境試料を持ち帰りました。この試料の測定、分析の結果です。

図にセミパラチンスクと実験場の位置を斜線で、試料を採取した位置を×印で示しまし

た。セミパラチンスク市から西へ約200km離れた地域です。

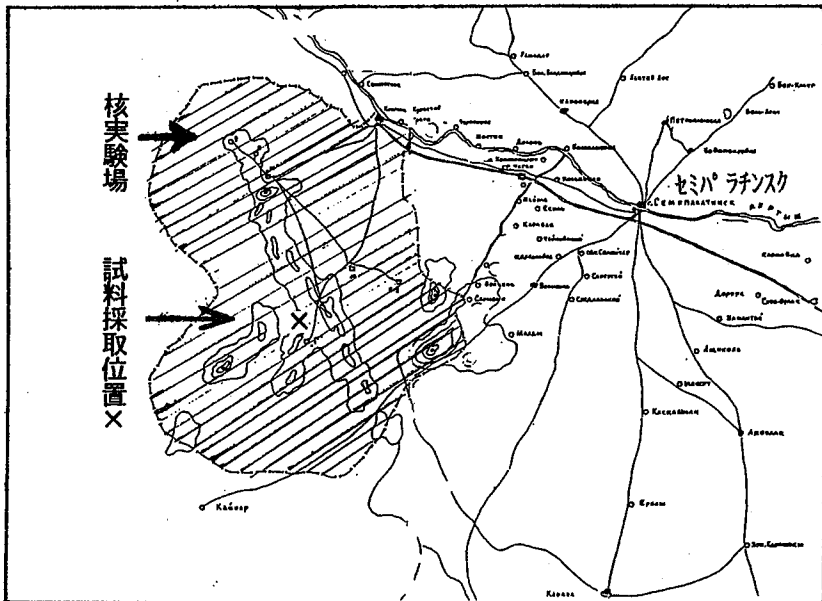
試料は炭化した牧草です。検査上、生では入国が困難なため、現地で加熱、炭化が行われました。

セミパラチンスク核実験場内で採取された牧草（炭化）の放射能汚染の測定結果

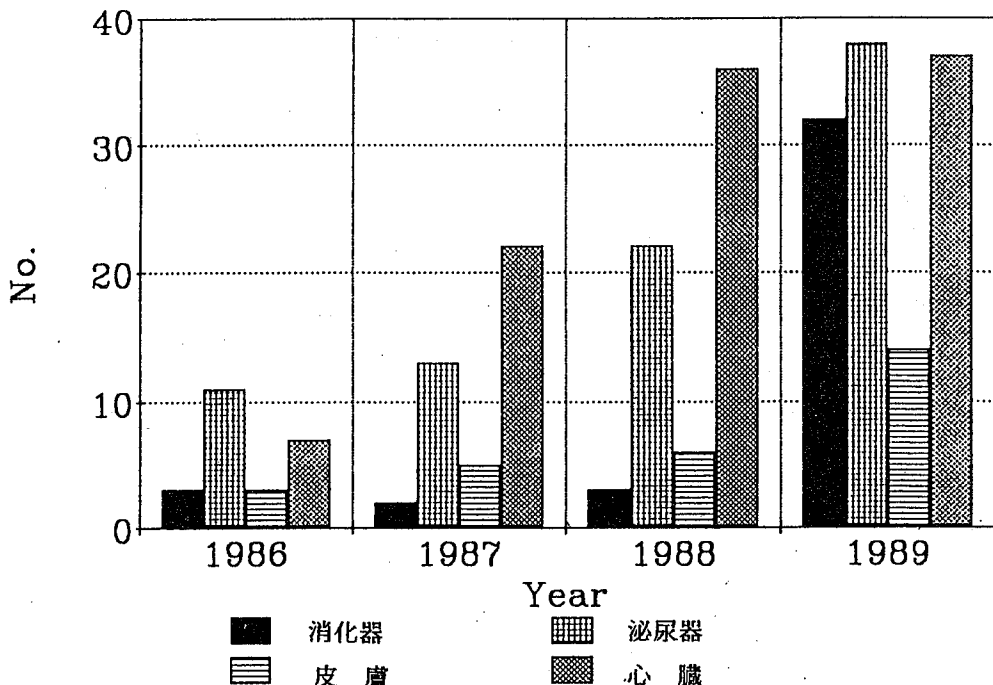
核種と濃度（ベクレル/炭化1kg）

核種	試料 1	試料 2
^{137}Cs	56.5	44.0
^{134}Cs	0.77	0
^{60}Co	27.5	2.93
^{152}Eu	微量有	無

田窪雅文（採取）、小泉好延（測定分析）
試料1. 牧草に少しの土壌が含まれている。
試料2. 含まれている土壌の大きな粒子をフィルターで除いて、牧草だけにした。



チェルノブイリ情報 (3) 子供たちの健康は



ゴメリ州ヴェトカ地区の児童の発病率 (14歳までの子供千人あたりの発病率)

1991年5月、国際原子力機関 (IAEA) は汚染地域の住民の健康には問題は起こっていない、との報告書を発表した。しかし、ベラルーシ共和国ゴメリ州のヴェトカ地区の医学的データは事故の影響が子供たちに極めて顕著に現れていることを示している。この地区は右の地図に示したように、チェルノブイリから北北東におよそ 150km から 200km 程度離れた汚染地域の一部にある。14歳までの子供たちの発病率は事故直後から増加しており、1989年には事故直後の数倍から十倍にまで達していることが明らかである。ここに示した四つの疾患の総計は、89年には子供の総数の12%に何らかの疾患があるまでになった。しかもその数は年とともに増加しつつある。放射能の影響はガンや白血病だけではなく。悲劇はどこまで続くのだろう。



ヴェトカ地区周辺の地図

(出典) 「CHERNOBYL」 V.M. チェルノセンコ著. Springer-Verlag (1991)

放射能測定結果

1991年12月 ~ 1992年3月

	測定年月	品名	生産地	セシウム合計 (Bq/kg)
乳製品	91.12	チーズ バター、マーガリン 牛乳	ニュージーランド	検出せず 検出せず (いずれも) 検出せず
	92.3		日本 日本	
米	91.12	マカロニ 米、玄米 小麦粉 パン	アメリカ・カナダ	検出せず 検出せず (いずれも) 検出せず 検出せず
	92.2		日本	
	92.3		カナダ 日本	
きのこ	91.12	乾しいたけ (3検体) 乾しいたけ	日本	75, 35, 20 10
	92.2		日本	
魚肉類	91.12	銀だら 紅さけ かつおぶし まぐろ油漬、かつお	北欧	検出せず 検出せず 検出せず 検出せず
	92.1		カナダ	
	92.2		日本 日本	
茶飲料	91.12	コーヒー、紅茶 カルピス、乳性飲料 水	不明	検出せず (いずれも) 検出せず (いずれも) 検出せず
	92.2		日本 アメリカ	
その他	91.12	生わかめ、塩、ソース (2検体)、トマトケチャップ、ミートソース、発酵調味料、マヨネーズ、こしょう、カレールー こしょう パプリカ カレー粉 えのき茸加工品、山菜加工品、ひじき、はちみつ ホワイトソース ビーフエキス チョコレート、焼のり	日本	検出せず (いずれも) 検出せず 検出せず 検出せず 検出せず (いずれも) 5以下 5以下 検出せず (いずれも)
	92.2		インド・ネパール スペイン 中国・インド等	
			92.3	
チョコレート自主測定	92.2~3	ヘーゼルナッツ入り // (2検体) // // // (2検体) ミルクチョコレート // //	イタリア	5以下
			西ドイツ	5以下 (いずれも)
			イギリス	6
			オーストリア	5以下
			日本	検出せず (いずれも)
			スイス	11
イギリス	検出せず			
日本	検出せず			
飼料	92.2	飼料 飼料用脱脂粉乳 配合飼料 配合飼料 (養鶏用)	日本	5以下
	92.3		ニュージーランド ニュージーランド 日本	5以下 5以下 検出せず 5以下

消費者の真の利益とは

町田市『消費者センターだより』に放射能軽視、差別記事

まちだ市民運動ネットワーク 代表 卯月 慎一

町田市消費者センターが発行する『消費者センターだより』No.187、189、192 の3回（1991年 8月から11月）に渡って連載された《やさしい放射線のはなし》に非常に問題のある発言が掲載されました。同記事は、①環境、②食品、③まとめ、の3部構成で自然界の放射線やチェルノブイリ原発事故による輸入食品の汚染による影響について述べていますが、そのまとめとして『新聞にトナカイの肉から高い値が出て、送り返したとかですが、在日外人が食べるので、私達には関係ありません。』という、とんでもない差別発言がされたのです。

そもそもこの記事の論調として、放射線の影響を軽視する向きが感じられます。例えば、『一般大衆の被曝限度は年間1.0ミリ・シーベルトですから、環境の0.33と食品の0.35ミリ・シーベルトを足しても限度まで十分余裕があります。』としている等、問題は散見しています。そして現実には国の検査体制の不備や食品以外の汚染物質（肥料や園芸用のピートモス等）がノーチェックで入って来たことや、これら通して食品に放射能が蓄積していくことの影響については一切ふれていません。

言うまでもなく放射線は、たとえ微量であってもそれに応じた影響があり、いわゆる

《しきい値》は存在しないこと、大人より子供そして乳幼児へとその影響が増大することは今や常識であり、最大限のリスクを計算して当たらなければなりません。

そしてなによりも、たった一基の原発事故がこれほど広範囲に影響を与え、今なお高濃度汚染の食料に頼らざるを得ない人達が、不安と背中合わせに暮らしている現実や、検査体制のない国々に高濃度汚染食品が流入した事実をこそ問題にしなければならないのに、『私達には関係ありません』とは不謹慎極まりないものです。

また文中、町田市に放射能測定器の設置を求めた請願が1989年6月の定例議会で可決されたにもかかわらず、『一連の調査を通じて、東京都の食品放射能汚染測定装置があれば、町田市には不要と痛感しました』という8008名の請願者の意志と議会を無視した記述がされています。このような原発推進側の発言とも取られかねない記述が、消費者の真の利益を守るべく設置された消費者センターのいわば機関紙に掲載されることは、こうした分野の専門知識を持たない一般市民への影響が重大であり、差別的発言は由々しき問題であるとの観点から、問題発言の謝罪と放射線の影響についての見解を求めて、放射能測定をすすめる市民の会・まちだ反原発会

ットワーキング・まちだ市民運動ネットワーク各代表の連名で1991年11月29日付けで町田市長宛に申し入れ書を提出しました。

当該記事は個人の投稿？

さて、こうした私達の申し入れに対して、12月19日付けで市側からの回答が届きました。その要旨は以下の通り。

- 1 『消費者センターだより』は運営協議会の自主的活動の一環として広報部が編集発行している。
- 2 ご指摘の記事は個人の投稿欄として掲載した。今回の記事は平尾氏の個人的見解であり、市は回答する立場にない。今後は投稿者に問い合わせ等の注意を払ってまいりたい。投稿の掲載基準については運営協議会と協議の上定めてまいります。
- 3 見解の相違があるようですので、本件につきご懇談の場を設定したい。
- 4 放射能測定器の設置については、願意に沿うよう引き続き努力してまいります。

要するに、責任所在を個人投稿欄として曖昧にした、納得しかねるものでした。しかし、町田市消費者センター条例によれば、消費者の利益を守り消費生活に関する必要な知識の習得と自主的活動を推進するために消費者センターを設置するとしており、同5条で必要な職員を置くこととなっています。また、施行規則によれば同センターの運営を効率的に遂行するため消費者センター運営協議会を置く、としています。つまり、市側は職員をおき運営協議会の活動を補佐して行く役割を担

うわけで、同センターの活動における責任の所在が市側にもあることは明かです。

さて、この記事をかいた平尾氏は何と同運営協議会の元会長であり、投稿欄の表示もなしに3回に渡っての連載を意識した記述が『個人の投稿』であるとは、どう考えても無理があります。ましてや今までの投稿の掲載基準も編集上のチェックすらなかったとは、まさに何をか言はんやです。私達はこのような消費者センターのずさんな広報活動に対して大いなる危惧を感じると共に、消費者の真の利益の追求の為にも再度申し入れ書を提出することにしました。(1月16日、回答期限1月30日) その要旨は、

- 1 掲載の仕方や記述のあり様から『個人の投稿欄』とは到底認められない事。
- 2 差別的発言の掲載を何等問題としなかった市側の責任を認め、謝罪する事。
- 3 『消費者センターだより』に私達の反論を3回に渡って掲載する事。

また、“ご懇談”についてはお断りし、測定器については以前提出した私達の要望書(機種やソフトの選定、運営方法について)に対してどのような検討がされたのか具体的に示すよう要望しました。

2月8日現在、未だ市側から回答はありませんが、差別的発言については引き続き追求していくと共に、将来(?)放射能測定器の設置場所と共に運営主体となる消費者センター運営協議会に対し、今回の問題に関する見解及び放射線の人体への影響について改めて質問状を提出する等、具体的行動を起こしていくつもりです。

*）2月7日付け、町田市長の回答

1. ご指摘の「差別的発言」につきまして、投稿者本人に伺いましたところ、「外国人の一部の方が、クリスマスの時に楽しむためであり、この肉は送り返したとのことで問題がなかったことをさしたもので、紙面の都合で意を尽くさなかった。」とのことでありました。

そのままの掲載となり、誤解を招きましたことを深くお詫びいたします。今後、ご指摘のような記載については十分留意してまいります。このお詫びにつきましては、消費者センターだよりに掲載いたします。

2. 投稿掲載基準（略）

3. 「放射能」について、他のご意見としてご投稿いただければ、今回のみ3回にわたり掲載いたしますので、ご投稿をお待ちいたします。

4. 「放射能測定器」設置についての検討の経過（略）

*）以上、原稿といっしょに送って頂いた市の回答の一部を掲載しました。

問題となった汚染トナカイ肉は、輸入された0.5トンのうち0.2トンだけが370ベクレルの基準を超えたため厚生省による積み戻し措置がとられたもの。それ以外のトナカイ肉については実態は明かではありません。果たして問題がなかったと言えるのでしょうか。市は、“そのままの掲載”を詫びながら、こんな“投稿者”の憶測にすぎない言い訳を、またそのまま回答にしている点など、何を反省したのかと疑われます。（編集部）

【編集後記】

◎隔月刊から年4回発行へ

『測定室だよりは』隔月刊を目指していましたが、1991年中、No.11号（2月21日発行）からNo.14号（12月20日発行）まで4回の発行となりました。年4回発行というのが現実的なようです。隔月刊を目指すとの看板はおろして、これからは、年4回発行ということにしました。

89年、90年頃と比べ、放射能を測り続けるという作業は、大変苦しいものになっていますが、測定作業は着実に継続して行きたいと思っています。測定依頼、『たより』購読依頼があつてこそ成り立つ測定室です。当室支援の意味も込めて、継続しての購読をお願いします。

◎チェルノブイリ用の測定器展示

”チェルノブイリに放射能測定器をおくる会”が、この7月末から8月半ばのころにペラルーシー共和国モギリョフ地区周辺における予定の放射能測定システムが、下記の西神田のたんぼ舎内に展示されています。見学希望の方は、ぜひお越し下さい。

【たより購読と放射能測定の申込み】

①表記の日吉の事務局

②放射能測定器を設置してある

東京都千代田区西神田2-7-14

西神田ビル4F たんぼ舎内

放射能汚染食品測定室

TEL 03-5275-2480 FAX 03-3238-0797

いずれも連絡可能です。